

会議録

横浜市特別職職員議員報酬等審議会会議録	
日 時	平成 28 年 1 月 19 日 (火) 15 時 00 分～16 時 30 分
開 催 場 所	市庁舎 2 階応接室
出 席 者	横山会長、柏木委員、倉田委員、佐々木委員、白井委員、寺澤委員、松井委員
欠 席 者	上野委員、竹森委員、日並委員
開 催 形 態	公開 (傍聴者 0 人)
議 題	1 特別職給料及び議員報酬の水準について 2 特別職の地域手当と給料月額について
決 定 事 項	1 特別職給料及び議員報酬の水準については据置とする。 2 特別職の地域手当と給料月額については、地域手当を廃止し、給料に一本化する。改定時期は平成 28 年 4 月が適当。
議 事	<p>1 会長互選 互選及び会長による指名の結果以下の役割が決定された。 会長：横山委員 会長職務代理者：上野委員</p> <p>2 議 事① 特別職給料及び議員報酬の水準について (事務局) 一般職の給与改定状況、他都市と比較した場合の特別職等の給与の状況、これまで改定を行ってきた場合の審議の論点について説明。</p> <p>【質疑】 (柏木委員) 一般職の期末勤勉手当について、一般職職員と管理職職員の支給月数の配分が違うのは何故か。 (事務局) 管理職職員の勤勉手当については成績により増減される部分が大きく設定されており、これを更に強く反映するため、一般職員より勤勉手当に多くを配分している。 (寺澤委員) 開催要件を一般職の給料表の改定としているのはなぜか。特別職と一般職の給与を同じ形式で議論するのであれば審議会の必要はない。この条文は後付されたのだと思料するが、市の財政状況や施策等、K P I (Key Performance Index) を議論し、評価するべきだ。条例で開催要件を一般職の給料表改定とリンクさせているのは理屈としておかしいのではないか。 (事務局) 公職については民間企業程、明確な指標があるわけではないので一般職の改定状況を参考にさせていただいている。一般職職員の給料表改定については、人事委員会の勧告により、経済情勢等の反映もされて行われている。審議会はこれに加えて民主的な立場で意見を言ういただく場であり、必ずしも一般職と連動しなければならないものでは</p>

ない。しかし、具体的な改定額を答申するためには、根拠としてこのようなものが必要なのではないかと思い、お示ししている。

(横山会長) 今回4年ぶりの開催ということもあるので、今回の意見を踏まえ、今後の審議会開催においては検討してもらいたい。

**【審議】**

(柏木委員) 国の特別職の見合いなどもあると思うが、最低賃金の観点からは神奈川県最低賃金ベースで9人分くらいの額が市長の月額となる。これは私自身は安いのではないかと感じるので、下げるべきではないだろうと思う。142万は一般的には高額かもしれないが、土日もなく仕事している、責任を考えるとこのくらいではないか。

(倉田委員) 民間だと会社としての業績が悪ければ、人件費を抑えるといった動きがある。市の収入や職員の年齢構成や人件費がどのくらいの割合を占めているのか、そういった明確な数値が経年で示されれば、比較はできるのかなと思う。民間企業の立場からするとそういった形でしか判断できないのかなと思う。

(横山会長) 平成22年度の改定の答申を行った審議会の考え方はどのようなものだったのか。

(事務局) 平成22年度の審議会では目安として、「累積改定率がマイナス1%を超えており、改定の時期にあると考える。」という意見があった。また、累積改定額としても大きくなり、市民感覚から引き下げるのが妥当という意見が大勢を占め、引下げの決定に至ったという流れであった。

(柏木委員) 今までの説明だと、勧告による一般職の改定は民の客観的な景気動向や経済情勢を反映しているという前提に立って改定を行ってきているのかなと感じた。すなわち、官民較差で民が下がっているということは税収も下がる等の事情も反映されている。色んな角度での見方があるので、地域手当について審議しなくてはならないことも考えると、どういった角度から審議すべきか根本的に考えてもいいと思う。他にもボーナスなどがあるので、年収ベースの大きな視点で議論すべきではないかと思う。

(佐々木委員) 市長の給料については、これまで関わる機会もなく、情報としても公的なものからしか入って来ない。そういった普通の主婦の立場で、4千くらいと金額が小さく、議論を大きく戦わせる必要があるのかというのは疑問に感じる。

(松井委員) 以前の平成22年頃はリーマンショック等の影響もあり、少額でも下げるべきだという意見もあったと思う。私自身は景気が良くなったという声もあるだろうけれど、差額があれば差額分を改定すべきだと

思う。

(寺澤委員) 累積改定率による差額も一つの要素ではあるが、特別職の報酬は一般職と同じ基準である必要はないと考える。ただ、額については今回変える必要はないと思う。

(事務局) (欠席委員の意見紹介) 3人とも審議会の議論に委ねるとのこと。

**【総括】**

「水準は据置くべき」と集約された。

(寺澤委員) 今後は横浜市の市政の進展等、保育所の待機児童問題などは他都市に誇れる業績であるので、市政の特徴や財政状況、職員数等の様々なKPIを出してもらいたい。

(横山会長) 寺澤委員の御意見は審議会の委員からの意見という形で明記させていただきたい。

**3 議 事② 特別職の地域手当と給料月額について**

(事務局) 地域手当の制度及び横浜市の支給率変遷、他都市状況、過去の審議会意見について説明。

**【質疑】**

(横山会長) こういった調整給は国連などでも使われている。具体的にはどういった改定方法が考えられるのか。

(事務局) 一般職と同様に地域手当を16%に引き上げ給与水準を維持する場合と、地域手当を廃止し給与水準を維持する場合の金額について説明。

(柏木委員) 月例給を給料と地域手当に分けると、給料に一本化するのと、何かボーナス等に影響が出てくるのか気になる。

(事務局) 退職手当の算出基礎が給料となっているため、退職手当に影響する。

**【審議】**

(柏木委員) 一般職が勧告により地域手当が引き上げられるのは尊重すべきものと思うが、特別職に16%もの額が手当化されるのは違和感。

国家公務員のように全国転勤があるわけではない。横浜市で勤務するので、一本化すべき。退職手当に影響が出るのであれば、退職手当はどのくらいが妥当なのか議論していくべき。市にしかないのに、地域手当というのは違和感を覚える。

(松井委員) 勧告があるたびに変わるといえるのは違和感を覚える。一本化は賛成。勧告で動かすというのはしない方がいい。その後のことは柏木委員が

言ったように検討していけばいいと思う。

(寺澤委員) 官民格差で調整する以上、地方公務員はそもそも地域手当がいらないが、過去に、地方公務員が国家公務員の給料より高いと言われた時に、地域手当を抜いた金額や指数を提示したからこういう結果になった。特別職には不要であるし、一般職についても疑問を持つが、しかし、一般職については他の市町村との比較もあるのだろう。

(佐々木委員) 地域手当というのは耳慣れない。給料で一本化した方が市民にはわかりやすいと思う。

(倉田委員) 民間だと、扶養手当や住居手当などはあるが、地域手当は初めて聞いた。召集されるたびにこのような調整のための議論をするのであれば、どこかで市民にわかりやすくしたほうがいいと思う。そういう意味でも、よりわかりやすい横浜市であってほしいと思う。

(事務局) (欠席委員の意見紹介) 3人とも審議会の議論に委ねるとのこと。

#### 【総括】

「地域手当を廃止し、給料月額に繰り入れる」方法が妥当と集約された。

#### 4 退職手当について

(柏木委員) 退職手当はどうなるのか。

(事務局) 退職手当への具体的な影響額について説明。

(1 任期あたり市長：約 427 万円増、副市長：約 263 万円増、ボーナスは影響なし)

(横山会長) 退職手当の水準を維持することは可能なのか。

(事務局) 支給割合を下げることで、現行水準の維持は可能である。

(佐々木委員) 420 万という金額が増額になるとちょっと大きいと感じられるが、支給割合についてはどこが決めるのか。

(事務局) 総務局で条例案を作成し、市会で審議する。

(寺澤委員) 私は、高ければより有能な人が市長になってくれるのではないと思う。実業界でやっている人はこの退職金では絶対来ない。基本的な考え方が違うので、この議論についてはニュートラル、どちらでも反対はしない。

(松井委員) 4年で400万。仕事のことを考えると私はこのままでいいと。市長の給与の体系が変わったから上がるのは不自然ではないと理解する。

(倉田委員) 経営者で400万が多いか少ないかは別として、地域手当を廃止した結果、400万増えたというのを一般の市民感覚で見るときにはおそらく理解されない。支給割合を変更できるというのであれば、その議論の場を設ける必要があると思う。

(横山会長) 制度を変更したことによって、別の問題が起こるとするのは、避け

るべきなのではないかと、一委員として思う。違う観点から、地域手当を廃止したことの是非を問われるときに説明ができなくなる。額が調整できるというのであれば、現行水準にしておき、これからの審議会で市長等の給与はどの程度が適正なのか、有能な市長を獲得するにはどういう仕組みが望ましいのか、というのを総合的に議論するという事でいかがですか。

(柏木委員) 給与水準について、私は首長としては安いと思っている。このため心情的には松井委員と同じでいいと思うが、生活者としての視点で見ると、棚ぼたのような形で退職手当が増え、審議会として責任のある検討に疑いをもたれるのもよろしくないので、委員長が言ったように、その他でバランスを取るのが賢明ではないか。

(寺澤委員) 退職手当は審議会の権限の範囲以外のことなので、意見をまとめる必要はない。議事録に残しておけば十分と思う。

(事務局) 確かに審議事項ではないが、委員から出された意見については、条例案を作成する際の参考にさせていただきたい。

#### 5 改定時期について

(事務局) 改定時期についても答申いただきたい。

(横山会長) 一般職と同様4月からとすることが適当ではないか。

#### 【総括】

一般職職員の給与改定の時期に合わせ「平成 28 年 4 月から改定する」ことが妥当と集約された。

#### 6 その他

市長への答申等の案文については、会長に調整を一任することとされた。